

猿江恩賜公園マネジメントプラン

猿江恩賜公園の管理運営、整備等の取組方針

令和 4 年 3 月

東京都建設局

目次

はじめに	16-3
I 猿江恩賜公園の基本的事項	16-4
1 都市計画等	
2 過去の取組等	
3 社会状況等の変化	
II 猿江恩賜公園の開園概要	16-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 猿江恩賜公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	16-8
2 取組方針	16-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	16-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
猿江恩賜公園の現況写真	
<資料編>	16-23
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 猿江恩賜公園に関する資料	



はじめに

「猿江恩賜公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 猿江恩賜公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第6・5・11号猿江公園
- ・位 置 江東区猿江二丁目、住吉二丁目及び毛利二丁目各地内
- ・面 積 17.40ha
- ・種 別 運動公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和53年10月4日 東京都告示第1011号

(2) 猿江恩賜公園の基本的な性格・役割

猿江恩賜公園は幕府～皇室御用材の貯木場（木蔵）として由緒ある土地であった。昭和47年、東京営林局より貯木場を取得し、防災広場を兼ねた園地として造成することが基本方針とされた。

東京営林局長は、猿江貯木場としての歴史に鑑み、後世への伝承ならびに、一部遺物の保存を買収の条件としたので、その後の公園計画にこの条件が反映されることになった（ミニ木蔵）。

また、地域住民の要望により、ミニ木蔵、せせらぎ小川や時計塔、桜山、桜広場などが園内に導入され、歴史ある貯木場の面影も残しており、地域性の強い公園となっている。本公園は、緑の環境が著しく少ない周辺市街地の中にあって、かつての貯木場としての歴史を踏まえつつ、水をテーマとした緑豊かな憩いの空間として重要な役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び江東区、墨田区の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組等

(1) 過去の取組の成果

「猿江恩賜公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定した。地元区や消防署、学校等と連携して防災訓練を実施した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、草地の刈り残しによる昆虫の生息環境の保全、保全対象種発見のための調査のほか、自然観察会を実施した。上池、下池においてかいぼりを実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

各々の公園利用者が歩いた歩数をカウントし公園にメール等で連絡を受け歩数を集計していく「ウォーキングチャレンジ」など、Webサイトを活用しながら屋外で楽しめるアウトドアフィットネスプログラム等を実施した。

（２）猿江恩賜公園のテーマとこれまでの実績

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

テーマ：歴史とみどりが息づく公園

実績：・木々のビフォーアフターによる明るい森作りを実施
・明るくなった森を活用しアートや文化イベントの開催

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ 激甚化する気象災害
- ・ 東京 2020 大会の開催
- ・ 価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・ デジタル技術・データの活用の加速
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・ 「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・ 東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・ 江東区地域防災計画（令和 2 年度修正）
- ・ 墨田区地域防災計画（令和 2 年度修正）

Ⅱ 猿江恩賜公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立猿江恩賜公園（さるえおんしこうえん）
開 園 日 昭和7年4月29日
開園面積 145,088.43 m²（令和3年12月1日現在）
公園種別 運動公園
所 在 地 江東区住吉二丁目、毛利二丁目
アクセス 都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」、JR総武線「錦糸町」

(2) 主な公園施設

管理事務所、冒険広場、芝生広場、中央広場、健康広場、スズカケ広場、ミニ木蔵、じゃぶじゃぶ池、野球場兼競技場、テニスコート、日本庭園、時計塔、ティアラ江東（区営）

2 利用状況等

(1) 利用概況

交通の利便性が高いが、当公園の利用者は徒歩、自転車による地域の利用者が多い。犬の散歩やウォーキング、ジョギング、近隣就業者の休息等、平日でも利用者が多い。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
年間総計（人）	1,546,204	1,789,369	1,891,341	2,013,072	1,952,034

・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人）	154,588	166,014	87,735	70,386	81,170	88,905
1,546,204	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	139,666	153,153	125,832	125,547	164,049	189,159

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1団体・4名が、マラソン行事や子ども会行事の推進に努め、また、花壇づくりなどを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）

「森の絵本」「スクールパートナー」などが行われた。

Ⅲ 猿江恩賜公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、防災照明等の導入による防災機能の強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定
避難場所（全域）
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（野球場[野球場兼競技場]）
災害時臨時離着陸場候補地（野球場[野球場兼競技場]）
- ・江東区、墨田区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等とともに、日常的な施設清掃や巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組、施設管理の取組

■目標3：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得な

がら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標４：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト９ 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標５：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト９ 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標６：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト１０ パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・中央広場のあるゾーン
憩い・レクリエーションなど多目的に利用される。公園の中心的施設で、主に地域の憩いの広場として対応していく。
- ・桜広場のあるゾーン
普段は昼食をとったり、軽スポーツなどを楽しんだりする場として対応していく。なお、多くの桜が植栽され、春にはお花見の名所となっていることから、それに対応していく。
- ・健康広場のあるゾーン
健康増進を図るために、各種の健康器具とバスケットゴールが配置されており、幅広い年齢層の利用に対応していく。
- ・南地区の芝生広場のあるゾーン
隣接する横十間川の親水空間との連続的な利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・冒険広場のあるゾーン
子どもの遊び場のゾーンとして、安全性の高い、多様な遊具の充実を図るとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な利用に対応していく。
- ・幼児の遊び場のあるゾーン
北東角の区営のポケット広場と一体的な空間として、遊びや休憩の利用に対応していく。

C：イベント広場ゾーン

- ・公会堂のあるゾーン
設置許可施設である江東区公会堂「ティアラ江東」の利用者が訪れるゾーンであり、公園施設と一体的な利用に対応していく。

D：入口広場ゾーン

- ・公園のメイン入口の広場となるゾーン
スズカケ広場という愛称があり、プラタナス（スズカケノキ）の植栽により個性的なイメージの広場を形成し、待合せや休息等の利用に対応していく。

E：休憩・散策ゾーン

- ・外周の植込みのあるゾーン

緑の中での休憩・散策や身近な生物の生息・生育環境として、類焼防止のための樹林帯として機能するよう対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・テニスコートと野球場兼競技場のあるゾーン

テニスコート（８面）（北地区）、野球場兼競技場（２面）（南地区）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

なお、野球場兼競技場は、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン

利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

I：修景ゾーン

- ・日本庭園風の園地のあるゾーン

池・流れを中心とした日本庭園風の修景、豊かな緑と潤いある水景により四季の移ろいを感じられる憩い・散策空間として静的な利用に対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・横十間川に接する北側地区の東側ゾーン

せせらぎ及び木蔵の伝統を継承する池「ミニ木蔵」周辺は、夏季には子どもたちや親子連れの利用に留意して、水と緑にふれあえる空間として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部

本公園の外縁部で、横十間川と接する東側は、一体感を創出するとともに転落防止等に対応していく。また、新大橋通などの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

凡 例

記号	名称	記号	名称
	A 多目的広場ゾーン		G スポーツゾーン
	B 遊具広場ゾーン		I 修景ゾーン
	C イベント広場ゾーン		L 水辺・緑水ゾーン
	D 入口広場ゾーン		N 管理ヤードゾーン
	E 休息・散策ゾーン		Q 外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 猿江恩賜公園



この地図は、国土交通省国土利用・都市計画院の「都市計画図」に基づき作成されたものであり、その正確性を保証するものではありません。

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①桜広場の維持管理

桜広場は花見シーズンに賑わいをみせており、引き続き下町の桜の名所の一つとして、サクラの生育環境を良好にしていく。

②多様な環境の創出

外周部の樹林や横十間川に隣接した立地をふまえ、生物多様性保全利用計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

③日本庭園風園地の維持管理

南地区の日本庭園（Ⅰゾーン）は、景観を重視した植物の維持管理を行う。

④園内の池の維持管理

上池、下池において、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 生物多様性を学ぶ取組

近隣の小学校の野外教育としてビオトープ作りや米作りが行われた実績やボランティア団体による花壇管理の実績等を活かし、イベント等の運営、地域との協働による花壇や花木、樹林地等の維持管理など、多様な分野において、都民協働による公園づくりの取組を通じて、生物多様性を学ぶ場を提供していく。

② スポーツ等による健康づくり

野球場兼競技場、テニスコートなどの運動施設や広場を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントを開催することにより、都民の健康づくりの場を提供するとともに、東京 2020 大会の開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

③ 公園の歴史をアピールする取組

猿江貯木場の水面景観を再現したミニ木蔵等を活かし、公園の歴史などをアピールすることを通じて、利用促進を図っていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性保全利用計画に基づき改修・再整備を行う。

③誰もが快適に利用できる公園づくり

誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修等を推進する。遊具の更新等を行う場合には、ユニバーサルデザインに配慮した遊具広場整備の検討を行う。

Ⅳ 図面・写真



周辺土地利用図(空中写真)

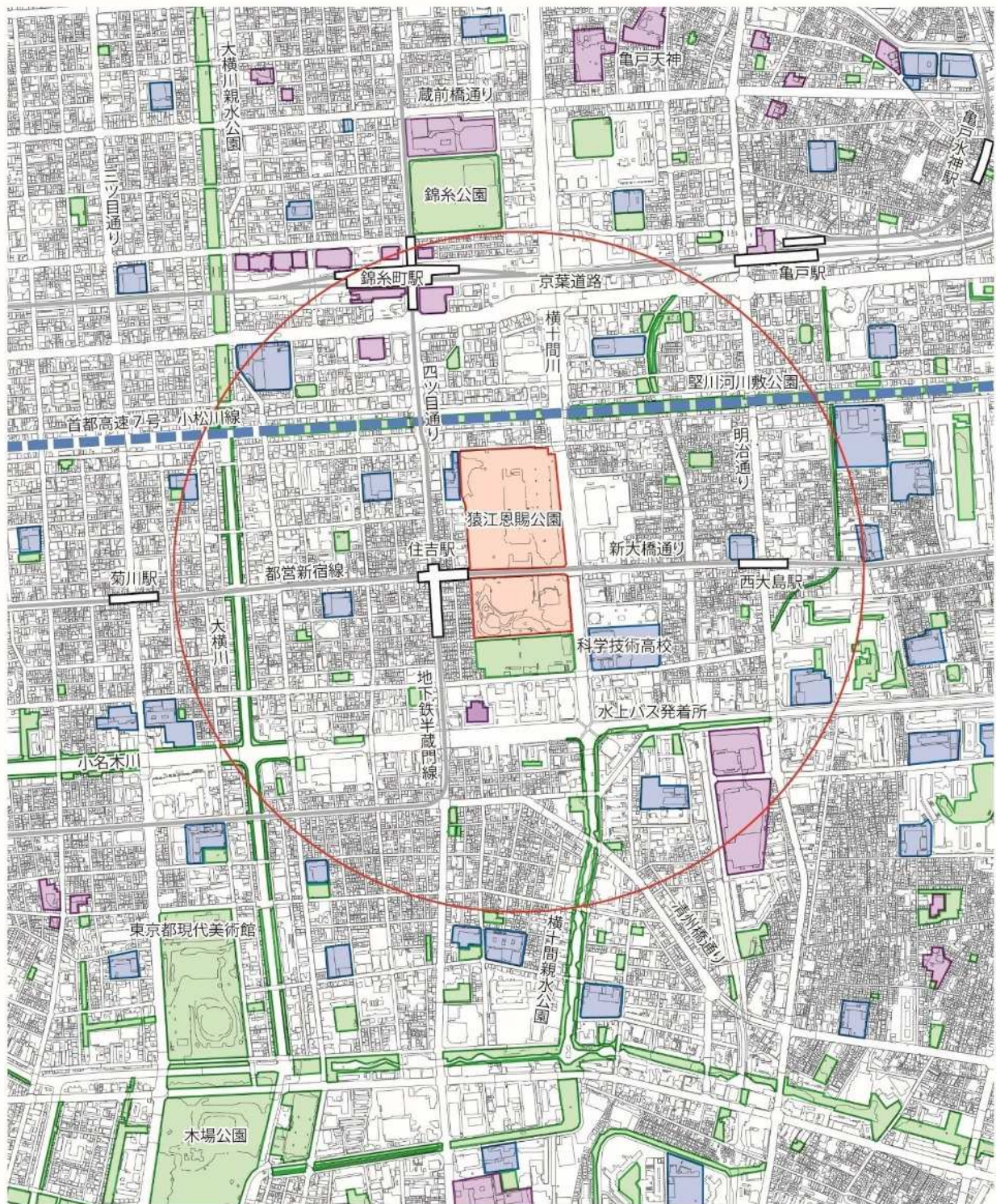
猿江恩賜公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

猿江恩賜公園



この地図は、国土院院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地
- :学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



猿江恩賜公園の現況写真 【令和3年8月撮影】

①野球場



⑤せせらぎ



②庭園池



⑥ミニ木蔵



③池に面した芝生広場



⑦北東部遊具広場



④ティアラ江東裏芝生広場



⑧北側遊具広場



猿江恩賜公園の現況写真 【令和3年8月撮影】

⑨ テニスコート



花壇（中央広場休憩舎の北側）



⑪ 冒険広場



⑫ 中央広場の休憩舎



⑬ さくら広場



⑭ 健康広場



⑮ 中央広場



⑯ 入口広場・花壇

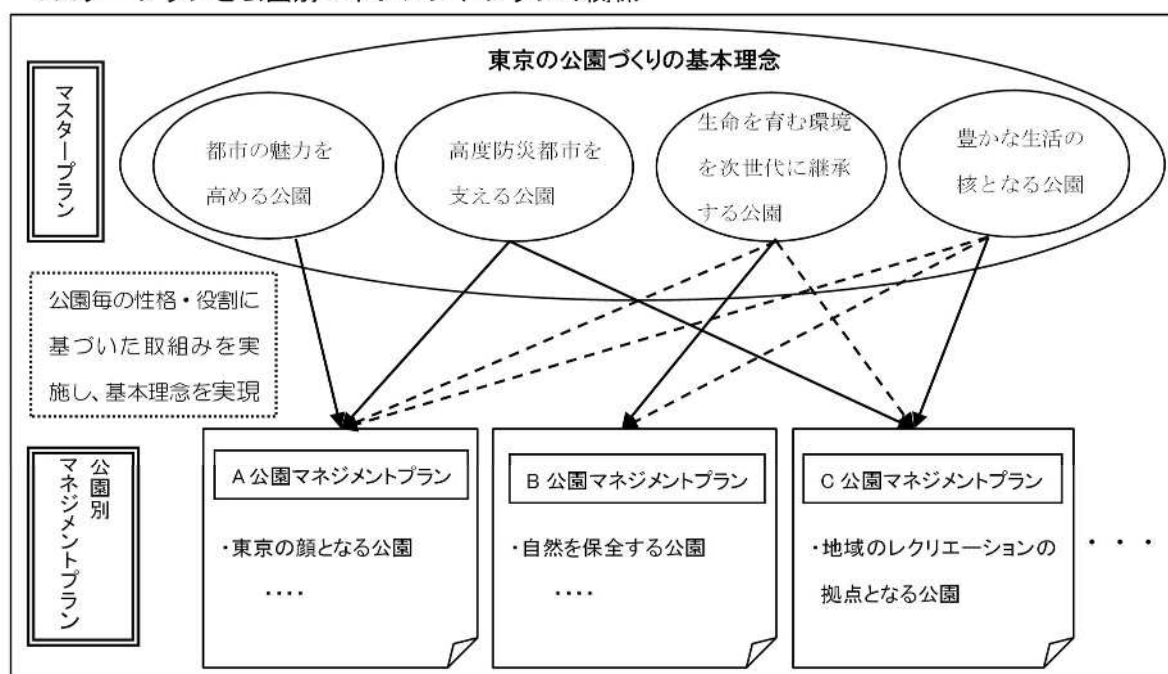


＜資料編＞

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、猿江恩賜公園が担うことになるプログラムには◎を、猿江恩賜公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 猿江恩賜公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念1 魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	◎
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本理念2 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	◎
			環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を育む公園環境を次世代に継承する	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	◎
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
豊かな基本理念4 生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
			都立公園を支える人材の育成	○

資料2 猿江恩賜公園に関する資料

(1) 公園の沿革

享保年間	本所横網町より移転された幕府の材木貯蔵所で猿江御材木蔵と称され明治初年宮内省御料局貯材所となり南葛第一御料地と称せられた。
大正 13 年 1 月 1924 年	昭和天皇陛下御成婚記念として公園及び社会事業施設用地とすべき条件のもとに御料地の南半分、1,972 坪を東京市に下賜。
大正 13 年 10 月 1924 年	東京市参事会において、御下賜地の内 3,769 坪を社会事業用地とし、残余 15,993 坪を公園とすることが議定。
昭和 4 年 7 月 1929 年	工事に着手、昭和 7 年 4 月竣功。
昭和 7 年 4 月 1932 年	東京市告示第 449 号により 4.8ha を開園 ドイツの表現主義の影響を受けた斬新なデザインの震災復興公園であった。
昭和 18 年 1943 年	東京都防衛局において地下防空壕を築造。
昭和 20 年 3 月 1945 年	園内一部に戦災屍の仮埋葬、昭和 25 年仮埋葬屍体の改葬。
昭和 21 年 4 月 1946 年	貯木場を含む区域を戦災復興院告示第 14 号により東京都市計画猿江公園として決定。
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定。
昭和 40 年 3 月 1965 年	ボート池を埋立て江東公会堂を設置許可、公園事務所を新築。
昭和 46 年 6 月 1971 年	39.58 m ² を追加開園
昭和 47 年 12 月 1972 年	国より買収及び交換により貯木場 (8.5ha) を取得。
昭和 51～53 年 1976～1978 年	地盤改良工事が三ヵ年にわたり行われた。
昭和 53 年 10 月 1978 年	東京都告示第 1011 号により、都市計画変更。
昭和 56 年 12 月 1981 年	旧東京営林局の猿江貯木場跡地 9.3ha を追加開園。
昭和 58 年 1983 年	テニスコート設置。
昭和 63 年度 1988 年	南区域の一部の日本庭園化工事を実施。
平成元年 6 月 1989 年	0.3ha を追加開園
平成 3 年 6 月 1991 年	0.04ha を追加開園

（２）公園の自然・社会環境

１）自然環境

- ・この一帯は江戸時代初期に開村された、本村町と呼ばれる古い村落であった。
- ・当公園の東隣の横十間川は、当公園が猿江材木蔵であった時代の水運ルートであり、かつては江東区の水上バスの運行があった（1998年11月運行中止）。
- ・現状ではこうした古さを忍ぶ要因がほとんど消失しており、横十間川の存在は重要である。川はコンクリート3面貼り護岸であるが、木製の歩道が川の両岸に設置され、緑化されている。
- ・北地区の公園開園は昭和56年で、年月を経て植栽地の緑が成育し、濃密な緑の環境が形成されており、緑の少ない周辺部での貴重な緑のオアシスとなっている。

２）社会的環境

- ・公園へのアクセスは、公園の東隣に住吉駅（都営地下鉄新宿線及び東京メトロ半蔵門線）、公園の北400mにJR総武線錦糸町駅（同半蔵門線）が主たる手段となる。このほか亀戸駅も北東600mで徒歩圏内にある。
- ・当公園の周辺部一帯は大半が準工業地域であり、公園の西側には戸建て住宅が密集している地域がある。
- ・近傍には北側500mの位置に錦糸公園が総武線を挟んで位置し、南西約1kmには木場公園が立地している。
- ・当公園は南北方向に縦長形状の敷地形状であるが、敷地のやや南よりに東西方向に通じる新大橋通りにより、公園区域が分断されている。また、南地区の公園区域東部分には江東区の公会堂（ティアラ江東）が設置許可されている。

（３）園内のトピックス

①ミニ木蔵

かつての木場の水面景観を再現する池で、護岸の石はかつて材木の重しに使われていたものが再利用されたものである。

②じゃぶじゃぶ池・流れ

自然の川の景観をモデルとした流れで、夏には子供たちの水遊び場となる。

③冒険広場

7種類の木製アスレチック遊具があり、子どもたちでにぎわっている。

④日本庭園

南地区に整備されている庭園で、滝、休憩所、涼み台などがある。

（４）本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

(5) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率 (%)

施設名			2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度	2 8 年度
野 球	昼 間	平	43.5	51.0	48.1	52.1	51.4
		休	89.9	92.7	91.3	93.9	92.0
	夜 間	平	63.7	71.3	70.6	81.1	78.0
		休	84.2	80.2	70.7	83.4	75.4
テニス (人工芝)	昼 間	平	89.8	80.5	81.1	81.3	79.0
		休	98.7	98.4	98.3	98.4	93.6
	夜 間	平	89.8	85.5	83.2	87.0	81.7
		休	98.6	97.9	96.6	97.7	97.5

注) 平：平日、休：土日祝日

2) 公園占用の状況

(件)

項目	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度	2 8 年度
写真撮影	15	31	49	70	32
映画等の撮影	1	4	5	7	19
その他	2	21	41	34	64

3) 主な催し物

令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 (人)
イ ベ ン ト	1	ペットマナーアップ活動	—	—
	2	自然観察会	—	—
	3	七夕飾り	7 月	350
	4	巨大かぼちゃ展示	9 月～10 月	—
	5	門松飾り	12 月～1 月	—
自 主 事 業	1	ガーデニングデスク	通年	49
	2	無線 LAN スポット	通年	—
	3	森の絵本	通年	829
	4	森のギャラリー	4 月～10 月 ／3 月	—
	5	アウトドアフィットネス	10 月～12 月 ／2 月	39
	6	公園リーフレット	9 月／3 月	2800 部
	7	造園フェスタ	—	—
都 民 協 働	1	花壇作り	通年	116
	2	スクールパートナー	5 月～6 月 ／9 月～12 月	323
	3	ぷちボランティア	—	—

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	ペットマナーアップ活動	5月／11月	16組
	2	隠れ猿探し	4月／5月／ 9月／10月 ／11月	237
	3	自然観察会	通年	153
	4	七夕飾り	6月～7月	100
	5	打ち水イベント	8月	50
	6	巨大かぼちゃ展示	9月～11月	—
	7	門松飾り	12月～1月	—
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	80
	2	無線 LAN スポット	通年	—
	3	臨時売店	4月／3月	—
	4	森の絵本	通年	1372
	5	森のギャラリー	5月～3月	—
	6	アウトドアフィットネス	通年	157
	7	公園リーフレット	5月／9月／ 1月	2800部
	8	季節のワークショップ	10月／12月 ／2月	212
	9	インタープリタープログラム	7月／10月 ／12月／3 月	47
	10	スタンプラリー	4月／5月	台紙 2500 枚、 ゴール 25 人
	11	チューリップフェスタ	4月	1000
	12	江東子供祭りにあわせたプログラム	5月	380
	13	パークペインティング	10月	80
	14	造園フェスタ	10月	40
	15	防災フェスタ	2月	200
都民 協働	1	パークミーティング	6月／10月 ／2月	58
	2	花壇作り	通年	100
	3	スクールパートナー	4月／6月～ 7月／9月～ 1月	1079
	4	秋のこどもまつり	10月	500
	5	ぷちボランティア	6月／10月	311

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	ペットマナーアップキャラバン	4月／11月 ／3月	105

	2	自然観察会	通年	163
	3	七夕飾り	6月～7月	320
	4	門松飾り	12月～1月	—
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	83
	2	無線 LAN スポット	通年	—
	3	臨時売店	4月～11月 ／3月	—
	4	森の絵本	通年	803
	5	アウトドアフィットネス	通年	264
	6	公園リーフレット	9月	300部
	7	猿江恩賜公園新聞	2月	—
	8	隠れ猿探し	4月～5月／ 9月～11月	204
	9	ワンちゃんマナーアップ教室	4月／11月	40
	10	季節のワークショップ	10月／12月 ／2月	163
	11	インタープリタープログラム	7月～11月	177
	12	スタンプラリー	3月	—
	13	チューリップフェスタ	4月	650
	14	パークペインティング	5月	96
	15	江東子供祭りにあわせたプログラム	5月	140
	16	フォトコンテスト	10月～1月	応募 34 作品、 入選 4 作品
	17	巨大かぼちゃ展示	9月～10月	—
	18	チューリップ花壇作り	10月	50
	19	防災フェスタ	3月	500
都民 協働	1	パークミーティング	6月／12月 ／2月	45
	2	花壇作り	通年	155
	3	スクールパートナー	5月～7月／ 9月～11月 ／1月／3月	1078
	4	秋のこどもまつり	10月	600
	5	ぷちボランティア	6月／10月	447

4) 主な活動団体（令和2年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
猿江恩賜公園友の会（花の会）	花壇づくり、植栽	4